

**平成 28 年度 横浜市家計相談支援事業業務委託
業務説明資料**

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

- 1 件名 平成 28 年度 横浜市家計相談支援事業業務委託
- 2 履行期限 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
- 3 履行場所 各区が設定する区庁舎面接スペース、及び関係機関先や利用者宅等

4 業務目的

「家計相談支援事業」は、平成 27 年 4 月から施行された「生活困窮者自立支援法（以下、「法」という。）」における支援事業のひとつとして位置づけられています。法の対象となる生活困窮者の多くは、家計に関わる課題を抱えており、就労支援などの収入の拡大に向けた支援だけではなく、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・支援の必要性が極めて高くなっています。

そこで、家計収支の改善や税金、家賃等の滞納の解消、債務整理等の支援等を行うことや、相談者ととともに家計の状況や課題を明らかにし、相談者自らが家計を管理しようとする意欲を高めしていくことで、再び生活困窮状態になることを防ぎ、早期に生活を再建することを目的として事業を実施します。

5 業務内容

(1) 支援対象者

法に基づく本市の自立相談支援事業の対象者のうち、家計収支のバランスが崩れ、あるいは多重・過剰債務等の整理を必要としており、家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援を受けることが必要な者

(2) 事業の実施体制

各区からの求めに応じ、家計相談支援員が、家計の視点からの助言・支援を継続的に行います。家計相談支援員はファイナンシャルプランナーの有資格者や家計管理に精通する者とします。

(3) 支援の内容

支援対象者の課題に応じた家計支援計画を策定し、以下の支援を行います。必要に応じ、具体的な手続き支援・同行支援も実施します。

ア 家計管理に関する支援（家計表等の作成支援、出納管理の支援）

イ 滞納（公租公課、家賃、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

ウ 債務整理に関する支援

エ 貸し付けのあっせん